

船舶事故調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月15日 05時50分ごろ
発生場所	石川県七尾市七尾港第1区 七尾港府中防波堤東灯台から真方位341°800m付近 (概位 北緯37°03.3′ 東経136°58.2′)
事故の概要	土運船 ^{たにむら} 谷村601は、錨泊中、また、漁船 ^{ひよし} 第3日吉丸は、北進中、両船が衝突した。 谷村601は、右舷船尾部にペイント剝離を生じ、また、第3日吉丸は、船首部に圧壊を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月21日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 土運船 谷村601、620トン なし、株式会社谷村建設 B 漁船 第3日吉丸、4.68トン IK3-12039（漁船登録番号）、個人所有 第244-5888号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部にペイント剝離 B 船首部に圧壊
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船首及び船尾にそれぞれ白色の点滅式の標識灯を掲げていた。 B船は、係留地を出航し、防波堤を通過して北進中、衝撃を感じた。 船長Bは、本事故後、A船の北方に錨泊中の浚渫船の明かりに紛れて、A船の標識灯に気付かなかったのかもしれないと思った。 B船は、レーダーを装備していなかった。
分析	A船は、法定の灯火の代わりに白色の点滅灯を表示していたものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船の標識灯がA船の北方に錨泊していた他船の明かりに紛れたことから、錨泊中のA船に気付かなかったものと考えられる。 A船が法定の灯火を表示していれば、船長BがA船の存在に気付い

	た可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、B船の船長Bが、A船の標識灯がA船の北方に錨泊していた他船の明かりに紛れたため、錨泊中のA船に気付かず航行して衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。